

## 参考資料集

---

令和4・5年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会  
ひとり親家庭等自立促進計画作業WG委員名簿

所属	職名等	氏名
北海道児童養護施設協議会	顧問	大場 信一
北海道大学大学院教育学研究院	准教授	加藤 弘通
弁護士		椎木 仁美
北星学園大学短期大学部生活創造学科	教授	藤原 里佐
札幌市母子寡婦福祉連合会	理事長	箭原 恭子
母子生活支援施設もいわ荘	施設長	猪狩 ふみの
北海道労働局職業安定部職業安定課	課長補佐	村山 光明

(敬称略)



**質問3** お子さん以外に同居している方について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 1. あなたの父  | 2. あなたの母  | 3. あなたの兄弟姉妹 |
| 4. あなたの祖父 | 5. あなたの祖母 | 6. その他 ( )  |

**質問4** あなたを含めて、同居されている方全員の人数を記入してください。

	人
--	---

**質問5** あなたの最終学歴（最後に卒業した学校）について、あてはまるもの1つに○をつけてください。（例：高校を中途退学した場合は、「1. 中学校」に○をつけてください）

- |        |        |             |       |
|--------|--------|-------------|-------|
| 1. 中学校 | 2. 高校  | 3. 高専・専門学校等 | 4. 短大 |
| 5. 大学  | 6. 大学院 | 7. その他 ( )  |       |

**質問6** あなたは、今後の生活（家計や子育て等）に不安を感じていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1. 感じている     | 2. どちらかといえば感じている  |
| 3. どちらともいえない | 4. どちらかといえば感じていない |
| 5. 感じていない    |                   |

**質問7** 現在、あなたが困っていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |             |              |            |
|-------------|--------------|------------|
| 1. 住居       | 2. 家計        | 3. 仕事      |
| 4. 子育て      | 5. 家事        | 6. 自分の健康   |
| 7. 親の健康     | 8. 親以外の親族の健康 | 9. 交際相手のこと |
| 10. 元配偶者のこと | 11. その他 ( )  |            |
| 12. 特にない    |              |            |

**質問 8** あなたの困ったときや悩みの相談相手について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 親                    | 2. 親以外の親族             |
| 3. 友人・知人                | 4. 交際相手               |
| 5. 職場の同僚や上司             | 6. 保育所や学校等の先生         |
| 7. 区役所等の相談員             | 8. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 9. インターネットサイトやSNSへの書き込み | 10. その他 ( )           |
| 11. 特にいない               |                       |

**質問 9** あなたの現在の健康状態等について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 1. 健康である               | 2. 通院している        |
| 3. 入院中である              | 4. 通院していないが体調が悪い |
| 5. 障がい認定を受けている（難病をのぞく） | 6. 指定難病の認定を受けている |
| 7. その他 ( )             |                  |

**質問 10** 次のAからFの質問について、あなたはここ1か月の間はどのようであったか、A～Fのそれぞれについてあてはまるもの1つに○をつけてください。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったくない
A 神経過敏に感じましたか ※1	1	2	3	4	5
B 絶望的だと感じましたか	1	2	3	4	5
C そわそわ、落ち着かなく感じましたか	1	2	3	4	5
D 気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか	1	2	3	4	5
E 何をするのも骨折りだと感じましたか※2	1	2	3	4	5
F 自分は価値のない人間だと感じましたか	1	2	3	4	5

※1 神経過敏…外部からの刺激が過剰に感じられ、苦痛や不快を感じる事

※2 骨折り …苦労だと感じる事

**質問 11** お子さんの健康・発達の状況についておたずねします。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 通院している病気がある子がいる          | 2. 入院している子がいる         |
| 3. 通院していないが体調が悪い子がいる        | 4. 障がいがある子がいる（難病をのぞく） |
| 5. 指定難病の認定を受けている子がいる        | 6. 発達に遅れのある子がいる       |
| 7. 1～6にあてはまる子はいない（みんな健康である） |                       |
| 8. その他 ( )                  |                       |

**<この質問は、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>**

**質問 12-1** あなたの小学校入学前のおさんは、日中、どこで過ごされていますか。主なもの  
1つに○をつけてください。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1. 自宅           | 2. あなたの親の家     |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 保育所等の保育施設   |
| 7. 幼稚園          | 8. 幼保連携型認定こども園 |
| 9. その他 ( )      |                |

**<同じく、小学校入学前のお子さんがある方におたずねします>**

**質問 12-2** あなたの小学校入学前のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○  
をつけてください。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1. 発達・健康            | 2. 教育・進路          |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 保育所等での生活       |
| 5. 交友関係             | 6. 希望した保育所に預けられない |
| 7. その他 ( )          | 8. 特にない           |

**<この質問は、小学校低学年（1～3年生）のお子さんがある方におたずねします>**

**質問 13-1** あなたの小学校低学年のおさんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの  
1つに○をつけてください。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1. 自宅           | 2. あなたの親の家       |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家   |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. クラブ活動         |
| 7. 習い事・塾        | 8. 児童会館・放課後児童クラブ |
| 9. その他 ( )      |                  |

**<同じく、小学校低学年（1～3年生）のお子さんがある方におたずねします>**

**質問 13-2** あなたの小学校低学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○  
をつけてください。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1. 発達・健康            | 2. 教育・進路      |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 学校での生活     |
| 5. 交友関係             | 6. 非行・不良行為    |
| 7. 会話の時間が持てない       | 8. 親子関係       |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方   | 10. 不登校・ひきこもり |
| 11. その他 ( )         | 12. 特にない      |

**<この質問は、小学校高学年（4～6年生）のお子さんがいる方におたずねします>**

**質問 14-1** あなたの小学校高学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なものの1つに○をつけてください。

- |                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| 1. 自宅                          | 2. あなたの親の家       |
| 3. あなたの親以外の親族の家                | 4. あなたの友人・知人の家   |
| 5. お子さんの友人・知人の家                | 6. クラブ活動         |
| 7. 習い事・塾                       | 8. 児童会館・放課後児童クラブ |
| 9. その他（                      ） | 10. わからない        |

**<同じく、小学校高学年（4～6年生）のお子さんがいる方におたずねします>**

**質問 14-2** あなたの小学校高学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| 1. 発達・健康                        | 2. 教育・進路      |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない             | 4. 学校での生活     |
| 5. 交友関係                         | 6. 非行・不良行為    |
| 7. 会話の時間が持てない                   | 8. 親子関係       |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方               | 10. 不登校・ひきこもり |
| 11. その他（                      ） | 12. 特にない      |

**<この質問は、中学生のお子さんがいる方におたずねします>**

**質問 15-1** あなたの中学生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- |                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 1. 自宅                          | 2. あなたの親の家     |
| 3. あなたの親以外の親族の家                | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家                | 6. 部活動         |
| 7. 習い事・塾                       | 8. 児童会館        |
| 9. その他（                      ） | 10. わからない      |

**<同じく、中学生のお子さんがある方におたずねします>**

**質問 15-2** あなたの中学生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. 発達・健康            | 2. 教育・進路                        |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 学校での生活                       |
| 5. 交友関係             | 6. 非行・不良行為                      |
| 7. 会話の時間が持てない       | 8. 親子関係                         |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方   | 10. 不登校・ひきこもり                   |
| 11. 就職              | 12. その他（                      ） |
| 13. 特にない            |                                 |

**<この質問は、高校生のお子さんがいる方におたずねします>**

**質問 16-1** あなたの高中生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1. 自宅           | 2. あなたの親の家     |
| 3. あなたの親以外の親族の家 | 4. あなたの友人・知人の家 |
| 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 部活動         |
| 7. 習い事・塾        | 8. 児童会館        |
| 9. その他 ( )      | 10. わからない      |

**<同じく、高校生のお子さんがある方におたずねします>**

**質問 16-2** あなたの高中生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1. 発達・健康            | 2. 教育・進路      |
| 3. しつけ・家庭内ルールが守られない | 4. 学校での生活     |
| 5. 交友関係             | 6. 非行・不良行為    |
| 7. 会話の時間が持てない       | 8. 親子関係       |
| 9. ひとり親になった理由の伝え方   | 10. 不登校・ひきこもり |
| 11. 就職              | 12. その他 ( )   |
| 13. 特にない            |               |

**<ここからは、皆さまにおたずねします>**

**質問 17** あなたが、お子さんと一緒に朝食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1. ほとんど毎日 | 2. 週の半分くらい | 3. ほとんどない |
|-----------|------------|-----------|

**質問 18** あなたが、お子さんと一緒に夕食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1. ほとんど毎日 | 2. 週の半分くらい | 3. ほとんどない |
|-----------|------------|-----------|

**質問 19** あなたが病気等のとき、お子さんやあなたの身の回りの世話をどなたに頼みますか。主なもの1つに○をつけてください。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1. あなたの親（同居）       | 2. あなたの親（別居）        |
| 3. 親以外の親族          | 4. 友人・知人            |
| 5. 職場の同僚や上司        | 6. 札幌市母子寡婦福祉連合会の支援員 |
| 7. ホームヘルパー         | 8. さっぽろ子育てサポートセンター  |
| 9. こども緊急サポートネットワーク | 10. 児童施設などの一時入所     |
| 11. その他 ( )        | 12. 特にない            |



質問 20 あなたが、お子さんに期待する最終学歴について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |          |            |             |
|----------|------------|-------------|
| 1. 中学校   | 2. 高校      | 3. 高専・専門学校等 |
| 4. 短大    | 5. 大学      | 6. 大学院      |
| 7. わからない | 8. その他 ( ) |             |

## 2 住居の状況について

質問 21 あなたの現在のお住まいについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 1. 持ち家（あなた名義）      | 2. 持ち家（あなた名義以外）        |
| 3. 借家・アパート・賃貸マンション | 4. 公営住宅等（都市再生機構や公社を含む） |
| 5. 親の家に同居          | 6. 親以外の親族の家に同居         |
| 7. その他 ( )         |                        |

質問 22 あなたは、お住まいを決めるうえで、何を重要視しますか。主なもの1つに○をつけてください。

- |              |              |          |
|--------------|--------------|----------|
| 1. 家賃        | 2. 子どもの通園・通学 | 3. 通勤    |
| 4. 部屋の広さ・間取り | 5. 建物の新しさ    | 6. 周囲の環境 |
| 7. その他 ( )   |              |          |

<この質問は、転居を検討されている方におたずねします>

質問 23 あなたの希望する転居先について、主なもの1つに○をつけてください。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 1. 持ち家（一戸建、分譲マンション）    | 2. 借家・アパート・賃貸マンション |
| 3. 公営住宅等（都市再生機構や公社を含む） | 4. 親の家に同居          |
| 5. 親以外の親族の家に同居         |                    |
| 6. その他 ( )             |                    |

## 3 仕事の状況について

質問 24 あなたのひとり親家庭になる前の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員    | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員  | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業・フリーランス | 6. 家族従事者     |
| 7. 内職         | 8. 働いていない    |
| 9. その他 ( )    |              |

**質問 25** あなたの現在の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員    | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員  | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業・フリーランス | 6. 家族従事者     |
| 7. 内職         | 8. 働いていない    |
| 9. その他 ( )    |              |

**<この質問は、現在働いている方におたずねします>**

**質問 26** あなたの現在の仕事への悩みや不安について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1. 朝が早い            | 2. 帰りが遅い         |
| 3. 通勤時間が長い         | 4. 勤務時間が長い       |
| 5. 子の送り迎えの時間と合わない  | 6. 残業が多い         |
| 7. 夜勤や交代勤務がある      | 8. 収入が少ない        |
| 9. 資格を活かせない        | 10. 雇用や身分が不安定    |
| 11. 昇給・昇進が遅い       | 12. 仕事の内容が合わない   |
| 13. 職場の人間関係        | 14. ハラスメントを受けている |
| 15. 子どもと接する時間が持てない | 16. 休みが取りにくい     |
| 17. その他 ( )        | 18. 特にない         |

**<同じく、現在働いている方におたずねします>**

**質問 27** あなたは、現在の仕事について、どのように考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 現在の仕事を続けたい | 2. 仕事を变えたい |
| 3. 仕事をやめたい    | 4. その他 ( ) |

**<この質問は、現在働いていない方におたずねします>**

**質問 28** あなたが仕事に就いていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1. 子どもの預け先が見つからない | 2. 自分の病気や怪我         |
| 3. 親の世話・介護        | 4. 親以外の親族の世話・介護     |
| 5. 条件の合う仕事が見つからない | 6. 資格取得等のため学校に通っている |
| 7. 働かなくても生活できている  | 8. その他 ( )          |

**<この質問は、現在求職中の方と転職を考えている方におたずねします>**

**質問 29** あなたは、どのような雇用形態の仕事に就きたいと考えていますか。あてはまるもの  
1つに○をつけてください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員    | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員  | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業・フリーランス | 6. 家族従事者     |
| 7. 内職         | 8. その他 ( )   |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問 30 下の表のア～モの資格について、「持っているもの」「現在の仕事に役立っているもの」「今後取得したいもの」それぞれ、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	資格・免許	持っているもの	現在の仕事に役立っているもの	今後取得したいもの
記載例	キ. 介護福祉士	①	②	3
	ク. 保育士	1	2	3
	ケ. 理学療法士・作業療法士	1	2	③
	ア. 自動車一種免許（普通）	1	2	3
	イ. 自動車二種免許（大型・小型）	1	2	3
	ウ. 教員	1	2	3
	エ. 幼稚園教諭	1	2	3
	オ. 看護師	1	2	3
	カ. 准看護師	1	2	3
	キ. 介護福祉士	1	2	3
	ク. 保育士	1	2	3
	ケ. 理学療法士・作業療法士	1	2	3
	コ. 言語聴覚士	1	2	3
	サ. 歯科衛生士・歯科技工士	1	2	3
	シ. はり師・きゅう師	1	2	3
	ス. 柔道整復師	1	2	3
	セ. 臨床検査技師・臨床工学技師	1	2	3
	ソ. 診療放射線技師	1	2	3
	タ. 視能訓練士	1	2	3
	チ. 義肢装具士	1	2	3
ツ. 自動車整備士	1	2	3	
テ. 美容師・理容師	1	2	3	
ト. 調理師・製菓衛生師	1	2	3	
ナ. 保健師・助産師	1	2	3	
ニ. 栄養士	1	2	3	
ヌ. 社会福祉士	1	2	3	
ネ. 精神保健福祉士	1	2	3	
ノ. あん摩マッサージ師	1	2	3	
ハ. 医療事務	1	2	3	
ヒ. ホームヘルパー	1	2	3	
フ. 簿記・珠算・速記	1	2	3	
ヘ. パソコン・Web 関係（例：MOS 資格（※）、Web デザイナー検定 など）	1	2	3	
ホ. その他（ ）	1	2	3	
マ. その他（ ）	1	2	3	
ミ. その他（ ）	1	2	3	
ム. その他（ ）	1	2	3	
メ. その他（ ）	1	2	3	
モ. その他（ ）	1	2	3	

※ワード、エクセルなどの利用スキルを証明する資格

**質問 31** あなたが、子育てをしながら働きやすくなるために、勤務先に望むことすべてに○をつけてください。

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| 1. 勤務時間の短縮                | 2. 残業時間の縮減       |
| 3. フレックスタイム制度※1 の導入       | 4. 休暇取得を促進させる仕組み |
| 5. 子の看護休暇※2 の充実           | 6. 子育て費用の援助      |
| 7. 資格取得等(スキルアップ※3) に対する援助 | 8. 正社員登用制度※4 の導入 |
| 9. テレワーク（在宅勤務）の導入         | 10. 勤務地、担当業務への配慮 |
| 11. 事業所内託児の導入             | 12. その他          |
| 13. 特になし                  |                  |

※1 自分で労働時間や始業時間等を設定できる制度

※2 病気やけがをした子どもの世話をするための休暇

※3 仕事を行う上での能力の向上

※4 派遣社員や契約社員、パート、アルバイトなどから正社員になることができる制度

#### 4 家計の状況について

**質問 32** あなたの世帯（同居のご家族全員）のふだんの家計について、もっとも近いもの1つに○をつけてください。（住宅ローンや車のローンも支出に含めてお答えください）

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1. 黒字であり毎月貯金している     | 2. 黒字であるが貯金はしていない   |
| 3. 黒字でも赤字でもなくぎりぎりである | 4. 赤字であり貯金をとりくずしている |
| 5. 赤字であり借金をして生活をしている | 6. わからない            |

**質問 33** 過去1年間に、経済的な理由で、次のようなことがありましたか。①～⑧のそれぞれについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった、支払う必要がない
① 家族が必要とする食材が買えなかった	1	2	3	4
② 家族が必要とする衣服を買えなかった	1	2	3	4
③ 電気・ガス・水道などの支払いができなかった	1	2	3	4
④ 家賃・住宅ローンが支払えなかった	1	2	3	4
⑤ 学校や幼稚園・保育園への支払いができなかった	1	2	3	4
⑥ あなたの病院への受診を控えた	1	2	3	4
⑦ 子どもの病院への受診を控えた	1	2	3	4
⑧ 親や親族、友人との会食などの付き合いを控えた	1	2	3	4

**質問 34** あなたの世帯（同居のご家族全員）の昨年1年間の総収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

収入には、給与や年金のほか、児童手当、児童扶養手当、養育費（よういくひ）※、生活保護費などを含みます。給与は税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

1年間の金額が分からない場合は1か月分を12倍するなどして計算してください。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1. 150万円未満         | 2. 150万円以上 200万円未満 |
| 3. 200万円以上 250万円未満 | 4. 250万円以上 300万円未満 |
| 5. 300万円以上 350万円未満 | 6. 350万円以上 400万円未満 |
| 7. 400万円以上 450万円未満 | 8. 450万円以上 500万円未満 |
| 9. 500万円以上         |                    |

※養育費：離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

**質問 35** あなたご自身の昨年1年間の就労収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。就労収入には、年金や児童手当、児童扶養手当、養育費、生活保護費などを含みません。税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満          | 2. 50万円以上 100万円未満   |
| 3. 100万円以上 150万円未満 | 4. 150万円以上 200万円未満  |
| 5. 200万円以上 250万円未満 | 6. 250万円以上 300万円未満  |
| 7. 300万円以上 350万円未満 | 8. 350万円以上 400万円未満  |
| 9. 400万円以上 450万円未満 | 10. 450万円以上 500万円未満 |
| 11. 500万円以上        |                     |

**質問 36** あなたの世帯（同居のご家族全員）の収入の種類について、主なものから順に3つまで番号を記入してください。

- |              |          |                                |
|--------------|----------|--------------------------------|
| 1. 給与収入      | 2. 年金    | 3. 家賃・利子などの収入                  |
| 4. 親・親族からの援助 | 5. 養育費   | 6. 児童手当                        |
| 7. 児童扶養手当    | 8. 生活保護費 | 9. その他（                      ） |

①	②	③
---	---	---

**<この質問は、小学生から高校生のお子さんがある方におたずねします>**

**質問 37** あなたの、お子さんお一人にかかる教育費の1か月当たりの平均金額を記入してください。お子さんの該当する学校の種類ごとにご記入いただき、例えば、小学生のお子さんが2人いる場合は、平均の額を記入してください。塾や習い事に通っていない場合は、この欄に0を記入、または、空白のままとしてください。

	1. 小学生	2. 中学生	3. 高校生
ア. 学校にかかるお金 （教材費、給食費等）	約                      円	約                      円	約                      円
イ. 学校以外にかかるお金 （塾・習い事）	約                      円	約                      円	約                      円

## 5 養育費の受取状況などについて

質問 38 あなたがひとり親家庭になった理由について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |       |            |
|-------|------------|
| 1. 離婚 | 2. 未婚      |
| 3. 死別 | 4. その他 ( ) |

質問 39 ひとり親家庭での生活を始める前後で対応が難しかったこと、困ったことはなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                          |
|--------------------------|
| 1. 住宅を探すこと               |
| 2. 仕事を探すこと               |
| 3. 当面の生活費を確保すること         |
| 4. 子どもが転校・転園先になじめなかったこと  |
| 5. 子どもの保育園を探すこと          |
| 6. 自分が心身の健康をくずしたこと       |
| 7. 子どもが心身の健康をくずしたこと      |
| 8. 相談先や利用できる制度がわからなかったこと |
| 9. 元配偶者からの暴力             |
| 10. 離婚に係る協議のこと           |
| 11. その他 ( )              |
| 12. 特にない                 |

質問 40 ひとり親家庭での生活を始めるにあたり、相談又は利用したところがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 家庭裁判所           | 2. 弁護士・司法書士       |
| 3. 区役所・保健センターの相談窓口 | 4. ひとり親家庭支援センター   |
| 5. 札幌市配偶者暴力相談センター  | 6. 北海道立女性相談援助センター |
| 7. NPO等の相談機関       | 8. 法テラス           |
| 9. 親               | 10. 親以外の親族        |
| 11. 友人・知人          | 12. 職場の同僚や上司      |
| 13. その他 ( )        | 14. 相談も利用もしていない   |

＜ここから質問 50 までは、質問 38 で「1. 離婚」と答えた方におたずねします。ひとり親家庭になった理由が「離婚以外」の方は質問 51 にお進みください＞

質問 41 あなたが離婚したとき、財産(ざいさん)分与(ぶんよ)※はありましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1. 財産分与があった  | 2. 財産分与はなかった      |
| 3. 財産自体がなかった | 4. 相手の借金を払うこととなった |
| 5. その他 ( )   |                   |

※財産分与：婚姻中の夫婦の財産を、離婚に伴って個人の財産に分けること

**<この質問は、質問41で「1.財産分与があった」を選んだ方におたずねします>**

**質問41-1** 財産分与の額について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満         | 2. 50万円以上100万円未満    |
| 3. 100万円以上300万円未満 | 4. 300万円以上500万円未満   |
| 5. 500万円以上700万円未満 | 6. 700万円以上1,000万円未満 |
| 7. 1,000万円以上      | 8. わからない            |

**質問42** あなたが離婚したとき、養育費(よういくひ)※の取決めをしましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |                          |
|--------------------------|
| 1. 文書を交わして取り決めをしている      |
| 2. 文書は交わしていないが、取り決めをしている |
| 3. 取決めはしていない             |
| 4. 話し合い自体していない           |

※養育費：離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

**質問43** あなたが離婚したとき、養育費の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 1. 親          | 2. 親以外の親族             |
| 3. 友人・知人      | 4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 5. 区役所等の相談員   | 6. 弁護士                |
| 7. 家庭裁判所      | 8. その他 ( )            |
| 9. 誰にも相談しなかった |                       |

**質問44** あなたは、現在、養育費を受け取っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |                              |
|------------------------------|
| 1. 現在も定期的に受け取っている            |
| 2. 不定期だが現在も受け取っている           |
| 3. 過去に受け取ったことがあるが現在は受け取っていない |
| 4. 受け取ったことがない                |
| 5. その他 ( )                   |

**<この質問は、質問42で「1.文書を交わして取り決めをしている」または、「2.文書は交わしていないが、取り決めをしている」を選んだ方におたずねします>**

**質問45** お子さん一人当たりの取決めの額について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 1万円未満          | 2. 1万円以上2万円未満 |
| 3. 2万円以上3万円未満     | 4. 3万円以上4万円未満 |
| 5. 4万円以上5万円未満     | 6. 5万円以上6万円未満 |
| 7. 6万円以上7万円未満     | 8. 7万円以上8万円未満 |
| 9. 8万円以上          | 10. 金額を決めていない |
| 11. 子どもの成長により変動する | 12. その他 ( )   |





＜この質問は、質問47で「3. 取決めはしていない」または、「4. 話し合い自体していない」を選んだ方におたずねします＞

質問50 あなたが、面会交流の取決めをしていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 子どもの連れ去りや虐待の恐れがある
2. 面会交流の取決めをできることを知らなかった
3. 子どもが会いたがらない
4. 相手が応じようとしなかった
5. 相手と関わりたくなかった
6. 相手が養育費を支払わないから
7. 取決めをしなくても交流できている
8. 取決め交渉をしたが、まとまらなかった
9. 現在交渉中または今後交渉予定
10. その他 ( )

## 6 支援制度について

質問51 下記の制度はひとり親家庭等を支援するための制度です。あなたは下記の制度を利用したことがありますか。ア～サそれぞれについて、「利用したことがある」「利用したことはないが、知っている」「知らない」のいずれかに1つに○をつけてください。

	利用したことがある	利用したことはないが知っている	知らない
記載例 区役所の母子・婦人相談員	①	2	3
記載例 母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	②	3
ア. 区役所の母子・婦人相談員	1	2	3
イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	2	3
ウ. 自立支援教育訓練給付金	1	2	3
エ. 高等職業訓練促進給付金	1	2	3
オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金	1	2	3
カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1	2	3
キ. 母子生活支援施設	1	2	3
ク. 養育費確保支援事業	1	2	3
ケ. ひとり親家庭支援センター	1	2	3
コ. ひとり親家庭等日常生活支援事業	1	2	3
サ. ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	1	2	3

※ア～クは各区役所、ケ～サは札幌市母子寡婦福祉連合会で御案内しています。

## 【各制度の説明】

### ア. 区役所の母子・婦人相談員

各区の保健センターで、専門の相談員がひとり親家庭等の福祉向上のために様々な相談を受けています。

### イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、お子さんの修学資金など 12 種類の資金を無利子または低利子で貸付けする制度です。

### ウ. 自立支援教育訓練給付金

就業を目指して資格取得のために教育訓練講座を受けるひとり親家庭の親に給付金（受講費用の一部）を支給する制度です。

### エ. 高等職業訓練促進給付金

看護師等の就職に有利な資格取得に係る養成機関で修業するひとり親に、生活の負担軽減を図り、資格取得を促進するための給付金（非課税世帯 100,000 円/月、課税世帯 70,500 円/月、上限 4 年）を支給する制度です。

### オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

資格取得を目指して養成機関に通うひとり親をさらに後押しするため、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金の貸付けを行う制度です。

エの高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金（上限 50 万円）と就職準備金（上限 20 万円）の貸付けを受けることができます。

### カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職につなげることを目的に、給付金（高卒認定講座の受講料等の一部）を支給する制度です。

### キ. 母子生活支援施設（旧名称：母子寮）

生活や住宅、就職、子育て等に困難のある母子世帯が入所し、自立のための支援を行う施設です。

札幌市内に 5 施設あり、入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための相談や指導などを行っています。

### ク. 養育費確保支援事業

養育費の確保を支援するため、裁判外紛争解決手続きの利用、公正証書の作成、養育費保証計画に関する費用の一部について補助を行っています。

### ケ. ひとり親家庭支援センター

専門の相談員による生活や養育費等の相談、教育講座の開催のほか、就業に係る相談や就職あっせんなどを行っている施設です。札幌市社会福祉総合センター（中央区大通西 19 丁目）の 1 階にあり、ひとり親家庭等の方であればどなたでも利用できます。

### コ. ひとり親家庭等日常生活支援事業

修学や疾病等の理由で生活援助や保育サービスが必要な場合に、各ご家庭に家庭生活支援員を派遣する制度です。

生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は無料で、児童扶養手当支給水準の世帯の方は 1 時間あたり 150 円、それ以上の所得の方は一時間あたり 300 円で利用できます。

### サ. ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

小学校 3 年生～中学校 3 年生を対象に、大学生等のボランティアが学習支援や進路相談を行っています。

札幌市内 10 か所（各区 1 か所）を会場に、土曜日もしくは日曜日の週 1 回 2 時間程度開催しています。

※より詳しくお知りになりたい方は札幌市のホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」でご確認ください。





## 第4次計画の施策の実施状況

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（平成30年度～令和4年度）に掲げる各施策について、実施状況を次のとおり整理しました。なお、令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）の実績は、一部新型コロナウイルス感染症の影響により例年と大きく数値が異なる部分があります。

### 基本目標1 子育て・生活支援の充実

#### 基本施策1 子育て支援の推進

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況	実績
<p><b>① 子育てサロン</b></p> <p>全ての子育て中の親子が気軽に集い、親子同士の自由な交流や情報交換ができ、遊び等を通じた地域の人たちとふれあいの中で、子育ての悩みや不安を解消する場である地域主体の子育てサロンに加え、常設子育てサロンの設置を推進しました。また、サロンの利用の促進を図るため、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました。</p>	<p><b>【子育てサロン開催実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主体の子育てサロン           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度：163か所（利用者数 62,234人）</li> <li>令和元年度：177か所（利用者数 58,436人）</li> <li>令和2年度：179か所（利用者数 10,661人）</li> <li>令和3年度：172か所（利用者数 11,494人）</li> <li>令和4年度：158か所（利用者数 27,350人）</li> </ul> </li> <li>・ひろば型常設子育てサロン           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度：16か所（利用者数 57,785人）</li> <li>令和元年度：16か所（利用者数 50,523人）</li> <li>令和2年度：16か所（利用者数 33,464人）</li> <li>令和3年度：16か所（利用者数 33,888人）</li> <li>令和4年度：16か所（利用者数 45,451人）</li> </ul> </li> <li>・児童館型子育てサロン           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度：102か所（利用者数 281,179人）</li> <li>令和元年度：103か所（利用者数 225,306人）</li> <li>令和2年度：103か所（利用者数 139,287人）</li> <li>令和3年度：103か所（利用者数 85,919人）</li> <li>令和4年度：103か所（利用者数 170,402人）</li> </ul> </li> <li>・まちなかキッズサロンおどりんこ           <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度：利用者数 26,601人</li> <li>令和元年度：利用者数 21,666人</li> <li>令和2年度：利用者数 6,462人</li> <li>令和3年度：利用者数 7,352人</li> <li>令和4年度：利用者数 14,310人</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>② 区保育・子育て支援センター（ちあふる）</b></p> <p>全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育て支援センター（ちあふる）を拡充しました。</p>	<p><b>【ちあふる整備実績】</b></p> <p>平成31年度 市内9か所目となる「ちあふる・あつべつ」開設 令和5年4月1日「中央区保育・子育て支援センター（ちあふる・ちゅうおう）」の開設により、全10区に設置完了</p>

### ③ 子育て支援総合センター

地域社会全体による子育て支援を推進するため、全市の子育て支援事業の拠点施設である子育て支援総合センターによる支援を推進しました。年末年始以外の毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロンや子育て講座の開催、安心して子育てができる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした支援の充実を図りました。

※「中央区保育・子育て支援センター（ちあふる・ちゅうおう）」の開設により、令和5年3月31日閉館。

### 【子育て支援総合センター利用実績】

- ・常設子育てサロン利用者数  
平成30年度：36,642人  
令和元年度：29,534人  
令和2年度：8,195人  
令和3年度：5,814人  
令和4年度：13,259人
- ・利用者支援事業（情報提供、相談、個別支援）  
平成30年度：1,652件  
令和元年度：2,431件  
令和2年度：1,118件  
令和3年度：1,496件  
令和4年度：2,057件

### ④ こそだてインフォメーション（旧：子育て情報室）

各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行いました。

### 【こそだてインフォメーション利用者数】

- 平成30年度：49,547組（96,000人）
- 令和元年度：47,368組（88,230人）
- 令和2年度：27,549組（50,968人）
- 令和3年度：26,615組（46,952人）
- 令和4年度：24,882組（49,339人）

### ⑤ 保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入所の優遇制度（選考における評点の加点）を引き続き実施しました。

### ⑥ ニーズに応じた保育施設等の整備

保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行、老朽化した既存保育所の増改築整備、保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の新規整備を行いました。

### 【認可保育施設等の利用定員数】

- 平成30年度：31,147人
- 令和元年度：32,518人
- 令和2年度：34,218人
- 令和3年度：35,610人
- 令和4年度：35,860人

### ⑦ 保育サービスの充実

#### <時間外保育>

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻1時間又は2時間の時間外保育を推進しました。

#### 【時間外保育実施施設数】

- 平成30年度：410施設
- 令和元年度：442施設
- 令和2年度：480施設
- 令和3年度：510施設
- 令和4年度：527施設

#### <休日保育>

現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進しました。

#### 【休日保育実施施設数】

- 平成30年度：7施設
- 令和元年度：9施設
- 令和2年度：11施設
- 令和3年度：12施設
- 令和4年度：12施設

#### <一時預かり>

保護者が就労やリフレッシュ等の理由により保育が必要な場合に児童を一時的に預かる一時預かりを推進しました。

#### 【一時預かり定員数】

- 平成29年度：4,316人
- 平成30年度：4,800人
- 令和元年度：5,948人

令和2年度 : 6,119 人  
令和3年度 : 7,146 人  
令和4年度 : 8,488 人

#### <病後児保育>

病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機関に付設した専用施設で一時的に保育する病後児保育を推進しました。

#### 【病後児保育（病後児デイサービス）実施実績】

平成30年度 : 6施設（利用者延べ2,122人）  
令和元年度 : 6施設（利用者延べ2,218人）  
令和2年度 : 6施設（利用者延べ857人）  
令和3年度 : 6施設（利用者延べ1,687人）  
令和4年度 : 7施設（利用者延べ1,488人）

#### <夜間保育>

午前0時（一部施設は午後10時）までの保育を実施しました。

#### 【夜間保育実施施設数】

市内3施設で実施

#### ⑧ ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、保育所等への送迎やその後の預かりなど日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進しました。併せて、病児・病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施しました。

#### 【利用登録会員数】

平成30年度 : 10,907 人  
令和元年度 : 13,486 人  
令和2年度 : 15,132 人  
令和3年度 : 16,058 人  
令和4年度 : 16,859 人

#### 【さっぽろ子育てサポートセンター派遣件数】

平成30年度 : 10,025 件  
令和元年度 : 10,272 件  
令和2年度 : 6,498 件  
令和3年度 : 5,319 件  
令和4年度 : 4,426 件

#### 【札幌市こども緊急サポートネットワーク派遣件数】

平成30年度 : 1,742 件  
令和元年度 : 1,698 件  
令和2年度 : 246 件  
令和3年度 : 433 件  
令和4年度 : 475 件

#### ⑨ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

ひとり親家庭を含めた子育て家庭の保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる子育て短期支援事業（子どもショートステイ）を推進しました。

#### 【子どもショートステイ利用延べ日数】

平成30年度 : 2,973 日  
令和元年度 : 2,878 日  
令和2年度 : 1,796 日  
令和3年度 : 1,456 日  
令和4年度 : 1,351 日



施策の概要及び実施状況	実績
<p>① 母子・婦人相談員</p> <p>各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じました。また、利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました</p>	<p>【母子・婦人相談件数】</p> <p>平成30年度：3,979件 令和元年度：2,361件 令和2年度：2,835件 令和3年度：3,029件 令和4年度：2,888件</p>
<p>② 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結び付ける体制の強化（子どものくらし支援コーディネート事業）</p> <p>子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や、重層的な見守りへとつなげる事業を実施しました。</p>	<p>【コーディネーター巡回対象地区】</p> <p>平成30年度：6区30地区 令和元年度：10区50地区 令和2年度：10区61地区 令和3年度：市内全域 令和4年度：市内全域</p> <p>【相談受理件数】</p> <p>平成30年度：374件 令和元年度：460件 令和2年度：288件 令和3年度：293件 令和4年度：188件</p> <p>【支援継続件数】</p> <p>平成30年度：292件 令和元年度：738件 令和2年度：605件 令和3年度：687件 令和4年度：584件</p>
<p>③ ひとり親家庭支援センター</p> <p>ひとり親家庭等の生活一般に関する相談や弁護士による法律相談、臨床心理士による心療相談を実施しました。また、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日の相談業務も行いました。相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました。</p>	<p>【一般相談（延べ件数）】</p> <p>平成30年度：母子1,811件、寡婦410件、父子308件 令和元年度：母子2,024件、寡婦642件、父子411件 令和2年度：母子2,057件、寡婦456件、父子531件 令和3年度：母子2,187件、寡婦626件、父子302件 令和4年度：母子2,012件、寡婦771件、父子255件</p>
<p>④ ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <p>ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行いました。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知を行いました。</p>	<p>【派遣実績（延べ回数）】</p> <p>・平成30年度：157回 ・令和元年度：238回 ・令和2年度：313回 ・令和3年度：351回 ・令和4年度：353回</p>

## ⑤ 母子生活支援施設

生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設（市内5施設）において、入所者の抱える様々な課題に応じた、きめ細やかな支援や相談、指導を行うことで自立の促進を図りました。

## ⑥ 市営住宅入居の優遇措置

ひとり親家庭の市営住宅への入居申込みに際して、抽選時の当選確率を高めるなどの優遇措置（一般世帯比3倍）を引き続き実施しました。また、一部市営住宅において、ひとり親家庭を含めた子育て家庭に配慮した募集を行いました。

【ひとり親世帯、多子世帯、児童養育世帯専用申込枠】

平成30年度：26戸  
令和元年度：30戸  
令和2年度：30戸  
令和3年度：26戸  
令和4年度：25戸

## ⑦ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進めました。

【住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数】

平成30年度：19戸（12棟）  
令和元年度：51戸（32棟）  
令和2年度：2,670戸（425棟）  
令和3年度：2,872戸（453棟）  
令和4年度：3,034戸（479棟）

## ⑧ ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度

男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、助成金の支給等の支援を行いました。

【認証取得企業数（累計）】

平成30年度：326社  
令和元年度：465社  
令和2年度：609社  
令和3年度：764社  
令和4年度：884社

【助成金支給件数（累計）】

平成30年度：182件  
令和元年度：198件  
令和2年度：233件  
令和3年度：314件  
令和4年度：406件

---

## 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

| 母子、父子、寡婦 |

---

### 施策の概要及び実施状況

### 実績

#### ① 地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組

子どもが安心して過ごすことのできる、地域の子どもの居場所づくりを推進するため、子ども食堂を立ち上げる場合、機能拡充をする場合の費用の一部を補助しました。また、市ホームページへの市内子ども食堂一覧の掲載や子どもの居場所づくりガイドブックの活用などにより、居場所の利用、支援や開設に向けた情報提供を行いました。

【子ども食堂活動支援補助金交付決定団体数】

令和2年度：11団体  
令和3年度：14団体  
令和4年度：16団体

## ② 放課後の居場所づくりの推進

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図りました。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図りました。

## ③ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供しました。

## ④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給しました。

## ⑤ 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童（満15歳に到達した日以後の最初の年度末まで）に児童手当を支給しました。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施しました。

## ⑥ 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満18歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給しました。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年3回から年6回）を行いました。

## ⑦ 就学援助

小・中学生がおり、児童扶養手当を受給している世帯等や収入が一定額以下となるような世帯に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成しました。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みしました。

## 【小学校等と併設した児童会館（新規整備）】

平成30年度：4館

（栄西小はなのき、上野幌、石山、澄川）

令和元年度：3館（東白石、羊丘、発寒）

令和2年度：2館（エルムの森、常盤）

令和3年度：3館（中央、発寒南さくら、二十四軒）

令和4年度：1館（苗穂・本町）

## 【放課後の居場所のある小学校区数】

193小学校区で放課後児童クラブを実施

## 【参加児童延べ人数及び開催回数】

平成30年度：4,746人、476回

令和元年度：3,491人、437回

令和2年度：3,056人、393回

令和3年度：1,503人、227回

令和4年度：2,484人、461回

## 【児童手当受給者数】

平成30年度：131,532人（児童数207,102人）

令和元年度：130,129人（児童数205,025人）

令和2年度：128,793人（児童数202,985人）

令和3年度：127,228人（児童数200,385人）

令和4年度：119,127人（児童数186,853人）

## 【児童扶養手当受給者数】

平成30年度：21,024人（児童数28,931人）

令和元年度：19,034人（児童数27,029人）

令和2年度：18,570人（児童数26,508人）

令和3年度：18,143人（児童数25,858人）

令和4年度：17,409人（児童数24,812人）

## 【対象児童生徒数】

平成30年度：小学生12,072人、中学生6,725人

令和元年度：小学生11,642人、中学生6,475人

令和2年度：小学生11,607人、中学生6,469人

令和3年度：小学生11,353人、中学生6,522人

令和4年度：小学生10,966人、中学生6,321人

上記のほか、小学校入学者に対する入学準備金の入学前支給を実施。

## 8 札幌市奨学金

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給しました。

### 【奨学生採用人数】

平成30年度：高校等 1,055 人、大学等 251 人  
令和元年度：高校等 1,037 人、大学等 254 人  
令和2年度：高校等 1,240 人、大学等 260 人  
令和3年度：高校等 1,240 人、大学等 260 人  
令和4年度：高校等 1,240 人、大学等 260 人

## 9 札幌市特別奨学金

技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給しました。

### 【特別奨学金受給者数】

平成30年度：203 人  
令和元年度：237 人  
令和2年度：205 人  
令和3年度：186 人  
令和4年度：146 人

## | 基本目標 2 就業支援の充実

### 基本施策 1 就業相談・就業機会創出等の推進

| 母子、父子、寡婦 |

#### 施策の概要及び実施状況

#### 実績

##### ① ひとり親家庭等就業支援センター

ひとり親家庭等就業支援センターの各事業を推進し、ひとり親家庭等の就労による自立の促進を図りました。

##### <就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進しました。

##### 【相談延べ件数】

平成30年度：6,508 件  
令和元年度：6,372 件  
令和2年度：5,583 件  
令和3年度：5,896 件  
令和4年度：5,530 件

##### <就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図りました。

##### 【開講講座数、参加人数】

平成30年度：17 講座、222 人  
令和元年度：17 講座、148 人  
令和2年度：9 講座、69 人  
令和3年度：11 講座、80 人  
令和4年度：18 講座、143 人

##### <母子・父子自立支援プログラム>

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進しました。

##### 【策定人数（就職決定者内数）】

平成30年度：15 人（14 人）  
令和元年度：9 人（8 人）  
令和2年度：1 人（1 人）  
令和3年度：5 人（3 人）  
令和4年度：36 人（26 人）

##### <企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めました。

＜関係機関との連携＞

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就業支援を推進しました。

＜広報＞

ひとり親家庭等就業支援センターで行っている支援業務について、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を図りました。

② 職業紹介業務の推進

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリング、職場体験などを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進しました。

【就業サポートセンター（あいワーク）利用者数】

平成30年度：113,372人  
令和元年度：107,060人  
令和2年度：90,114人  
令和3年度：82,817人  
令和4年度：66,611人

【就業サポートセンター（あいワーク）就職者数】

平成30年度：5,996人  
令和元年度：5,318人  
令和2年度：4,303人  
令和3年度：4,198人  
令和4年度：4,086人

③ ひとり親家庭就業機会創出事業

ひとり親家庭の個々の状況に応じた就業先が見つかるよう、ひとり親家庭に理解がある企業を開拓し、その採用に意欲のある企業とのマッチングの場を提供する合同就職説明会を開催しました。また、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図りました（平成31年度に「ひとり親家庭スマイル応援事業」に名称変更）。

【参加企業数、参加人数】

平成30年度：40社、211人  
令和元年度：20社、106人  
令和2年度：27社、85人（オンライン開催）  
令和3年度：38社（求人掲載）、127人  
令和4年度：41社（求人掲載）、173人

④ 母子・父子福祉団体への支援

公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行いました。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行いました。

【優先的な事業発注】

毎年、自動販売機の設置及び清掃業務の優先的な事業発注について理解を求める文書を公的施設所管部署に発出。

【団体への支援】

「ひとり親家庭スマイル応援事業」の実施会場で、母子・父子寡婦福祉団体のブースを出展。

基本施策2 資格・技能習得等の支援の推進

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学金及び受講料の一部を給付金として支給しました。

【給付金支給実績】

平成30年度：1,463千円（32人）  
令和元年度：2,203千円（50人）  
令和2年度：6,849千円（53人）  
令和3年度：7,516千円（44人）  
令和4年度：10,895千円（57人）

## ② 高等職業訓練促進給付金事業

保育士や看護師等の資格取得を目的とする養成機関を利用する際の生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上（令和3年度以降は6か月以上）の養成機関で受講する期間の給付金を支給するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図りました。

## 【促進給付金支給実績】

平成30年度：131,075千円（120人）  
令和元年度：164,063千円（132人）  
令和2年度：139,335千円（108人）  
令和3年度：197,520千円（192人）  
令和4年度：251,112千円（234人）

## ③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）

## ④ 就業サポートセンター事業

求職者の早期就労実現のため、資格取得や職場実習を通じた就職の支援を推進しました。

## 【修了支援給付金】

平成30年度：1,450千円（32人）  
令和元年度：1,325千円（29人）  
令和2年度：2,050千円（50人）  
令和3年度：1,925千円（42人）  
令和4年度：3,725千円（84人）

## 【スキルアップ講座参加者数】

平成30年度：178人  
令和元年度：163人  
令和2年度：202人  
令和3年度：111人  
令和4年度：158人

## 【職場体験実施日数】

平成30年度：254日  
令和元年度：202日  
令和2年度：121日  
令和3年度：52日  
令和4年度：141日

---

## 基本施策3 女性のための就業支援の推進

| 母子、寡婦 |

---

### 施策の概要及び実施状況

### 実績

#### ① 女性の再就職への支援

（女性の多様な働き方支援窓口運営事業）

働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して就労や保育などの様々な面における不安解消をサポートし、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施しました。

また、就業サポートセンターにおいて、女性を含む求職者の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の状況に応じた相談を実施しました。

【就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合】

平成30年度：32.0%  
令和元年度：61.3%  
令和2年度：46.7%  
令和3年度：50.3%  
令和4年度：72.5%

#### 【スキルアップ講座参加者数（再掲）】

平成30年度：178人  
令和元年度：163人  
令和2年度：202人  
令和3年度：111人  
令和4年度：158人

#### ② 女性の活躍サポートの推進

女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行いました。

#### 【セミナー等開催回数（参加者数）】

平成30年度：9回（412人）  
令和元年度：6回（496人）  
令和2年度：3回（49人）  
令和3年度：7回（109人）  
令和4年度：7回（112人）

### ③ 女性起業家の育成事業

起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施しました。

#### 【女性向けコワーキングスペース利用延べ人数】

平成30年度：1,697人  
令和元年度：1,604人  
令和2年度：1,207人  
令和3年度：1,191人  
令和4年度：1,156人

#### 【起業セミナー開催回数（参加者数）】

平成30年度：2回（23人）  
令和元年度：2回（58人）  
令和2年度：7回（102人）  
令和3年度：5回（92人）  
令和4年度：3回（58人）

#### 【相談会開催回数（参加者数）】

平成30年度：2回（23人）  
令和元年度：2回（28人）  
令和2年度：-  
令和3年度：4回（12人）  
令和4年度：-

### ④ 女性社員が活躍しつづけるための支援事業

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないように、キャリアプランを立てるための支援事業を実施しました。

#### 【ワーキング・マタニティスクール開催実績】

平成30年度：全6回（延べ参加者数318人）  
令和元年度：全5回（延べ参加者数253人）  
令和2年度：全3回（延べ参加者数99人）  
令和3年度：全3回（延べ参加者数95人）  
令和4年度：全6回（延べ参加者数438人）

### ⑤ 働くことへの不安解消への支援

働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して就労や保育などの様々な面における不安解消をサポートし、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行う「ここシェルジュ SAPPORO」を平成30年度に開設しました。

#### 【「ここシェルジュ SAPPORO」相談件数】

平成30年度：323件  
令和元年度：470件  
令和2年度：931件  
令和3年度：1,421件  
令和4年度：1,887件

#### 【就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合（再掲）】

平成30年度：32.0%  
令和元年度：61.3%  
令和2年度：46.7%  
令和3年度：50.3%  
令和4年度：72.5%

---

## 基本施策4 働きやすい環境づくりの推進

| 母子、父子、寡婦 |

- ① 保育所の優先入所（再掲）
- ② 保育サービスの充実（再掲）
- ③ ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
- ④ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）（再掲）
- ⑤ ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）

⑥ ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度（再掲）

⑦ 放課後の居場所づくりの推進（再掲）

## 基本目標 3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

### 基本施策 1 養育費及び面会交流に関する相談体制の強化

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況	実績
<p>① 母子・婦人相談員による養育費及び面会交流の相談</p> <p>ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るため、養育費や面会交流の相談や専門機関への橋渡し等を行いました。また、養育費相談支援センター等の研修に参加することで、知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました。</p>	<p>【養育費・面会交流に係る相談件数】</p> <p>平成 30 年度：276 件 令和元年度：275 件 令和 2 年度：284 件 令和 3 年度：539 件 令和 4 年度：571 件</p>
<p>② ひとり親家庭支援センターによる養育費及び面会交流の相談</p> <p>生活一般に関する相談のほか、弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談を実施しました。また、弁護士等による研修を実施することで、制度への知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました。</p>	<p>【養育費・面会交流に係る相談件数】</p> <p>平成 30 年度：一般相談 162 件、特別相談 67 件 令和元年度：一般相談 200 件、特別相談 73 件 令和 2 年度：一般相談 191 件、特別相談 88 件 令和 3 年度：一般相談 178 件、特別相談 88 件 令和 4 年度：一般相談 170 件、特別相談 78 件</p>

### 基本施策 2 養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況	実績
<p>① 養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進</p> <p>専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進しました。また、離婚届を受取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました。</p>	<p>【養育費確保支援事業に関するチラシの配布】</p> <p>令和 3 年度：配布数 1530 部 令和 4 年度：配布数 1530 部</p>

## 基本目標 4 経済的支援の推進

### 基本施策 1 給付型支援の実施

母子、父子、寡婦

施策の概要及び実施状況	実績
<p>① 児童手当（再掲）</p>	
<p>② 児童扶養手当（再掲）</p>	



- ③ 自立支援教育訓練給付金事業（再掲）
- ④ 高等職業訓練促進給付金事業（再掲）
- ⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）

⑥ 災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、災害による遺児を扶養している保護者に対し、災害遺児手当及び入学等支度資金を支給しました。

【災害遺児手当受給者数】

平成30年度：68人（児童数97人）  
 令和元年度：65人（児童数95人）  
 令和2年度：69人（児童数100人）  
 令和3年度：78人（児童数94人）  
 令和4年度：64人（児童数90人）

- ⑦ 就学援助（再掲）
- ⑧ 札幌市奨学金（再掲）
- ⑨ 札幌市特別奨学金（再掲）

基本施策2 経済的負担の軽減

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 保育料の負担軽減措置

最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、第3子に加え、第2子についても保育料を無料化することで、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、ひとり親家庭の保育料の負担を軽減しました。

② ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の保健の向上や福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母親又は父親及びその子に係る医療費の一部を助成しました（子は入院及び通院、親は入院のみ対象）。

【助成実績】

平成30年度：266,466件（624,268千円）  
 令和元年度：262,497件（588,427千円）  
 令和2年度：216,605件（518,055千円）  
 令和3年度：226,994件（556,792千円）  
 令和4年度：232,836件（548,693千円）

③ JR通勤定期の特別割引制度

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行しました。

基本施策3 貸付金による支援の推進

| 母子、父子、寡婦 |

施策の概要及び実施状況

実績

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行いました。

【母子福祉資金貸付実績】

平成30年度：65件（43,871千円）  
 令和元年度：50件（30,741千円）  
 令和2年度：43件（16,205千円）  
 令和3年度：43件（18,058千円）  
 令和4年度：48件（20,360千円）

**【父子福祉資金貸付実績】**

平成30年度：3件（1,782千円）  
 令和元年度：1件（972千円）  
 令和2年度：4件（2,486千円）  
 令和3年度：1件（228千円）  
 令和4年度：5件（2,657千円）

**【寡婦福祉資金貸付実績】**

平成30年度：4件（2,397千円）  
 令和元年度：4件（2,721千円）  
 令和2年度：8件（3,569千円）  
 令和3年度：4件（2,592千円）  
 令和4年度：5件（4,034千円）

**② ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業**

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行いました。

また、令和3年度より、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象とした家賃相当の貸付けを行いました。

**【促進資金貸付件数】**

平成30年度：34件  
 令和元年度：30件  
 令和2年度：29件  
 令和3年度：42件  
 令和4年度：38件

**【住宅貸付件数】**

令和3年度：2件  
 令和4年度：28件

## 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

### 基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

**母子、父子、寡婦****施策の概要及び実施状況****実績****① 必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成**

利用者の利便性に配慮し、各種支援制度や手続などの情報が必要とときに得られるよう、利用者の目的に合った広報に取り組みました。具体的には、「ひとり親家庭になっただばかりの方」を対象にしたガイドブックを作成し、離婚届の提出窓口やひとり親相談窓口に配架し、制度利用の促進を図りました。

**【「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数】**

平成30年度：8,000部  
 令和元年度：7,000部  
 令和2年度：30,000部（児扶手現況届に同封）  
 令和3年度：10,000部  
 令和4年度：10,000部

**② 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開**

各種支援制度の認知度の向上のため、情報と接する機会の少ない方にも必要としている情報を確実に届けられるよう、幅広い広報に取り組みました。具体的には、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付することなどを行いました。

**【児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数】**

平成30年度：25,000部  
 令和元年度：25,000部  
 令和2年度：なし（①のガイドブックを同封）  
 令和3年度：23,000部  
 令和4年度：21,500部

**③ 関係機関との情報連携の推進**

北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援に関係する機関・団体等との情報連携を行いました。

#### ④ 子どもと関わる関係者への啓発等を通じた理解の促進

日頃から子どもと接する関係職員などへの研修や、地域や支援機関への啓発などを通じて、子どもの貧困への理解を深め、困難を抱えている世帯を把握し必要な支援に結びつけるための体制の推進に向けて取り組みました。

#### 【地域住民や学校関係者等に対する出前講座・研修】

平成30年度：16回

令和元年度：9回

令和2年度：4回（資料配布2回、動画配信2回）

令和3年度：動画配信3回

令和4年度：5回（うち動画配信2回）

※ 令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策により動画配信形式等を交えて実施

※ このほか、子どもの貧困についての関心や理解を深めるためのシンポジウムを令和元年9月に開催

#### ⑤ 子育て情報サイト及びアプリ

全ての子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したウェブサイト及びスマートフォンアプリにて、子育て情報を提供しました。

#### 【子育て情報サイトの年間閲覧回数】

平成30年度：2,695,886回

令和元年度：3,059,076回

令和2年度：3,707,614回

令和3年度：4,197,096回

令和4年度：4,409,626回

#### ⑥ こそだてインフォメーション（旧：子育て情報室）（再掲）

---

# 札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性

## 1 趣旨

### (1) 母子生活支援施設の在り方検討について

#### ア 法の位置づけ

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援」するための児童福祉施設として児童福祉法第38条に規定されたもので、日々入所母子家庭に対して自立に向けた様々な支援を行っている。

札幌市では、これまで、経済的な困窮や心身の不調等で困難を抱える母親と子どもと一緒に受け入れ、自立のために必要な支援を行ってきており、現在札幌市内には公設1施設、民設4施設の計5施設がこうした役割を担っている。なお最近では平成30年（2018年）に1施設休止（その後令和3年（2021年）に廃止）しており、現在の体制となっている。

#### イ 施設に関する最近の状況

建物の状況に関しては、平成30年（2018年）に1施設が改築されており、さらに令和4年（2022年）にも1施設が改築に着手している（令和5年（2023年）10月完成）一方で、建物の老朽化が進んでいる施設もあり、今後も施設の更新等が必要な状況である。

施設の利用状況については、生活スタイルの変化や施設環境（建物の古さ・設備・立地など）がなじまないこと、昨今ひとり親家庭支援施策が拡充されていることなどから、入所者数は減少傾向となっている。

また、公設施設である「札幌市しらぎく荘」については、建物設備の老朽化等の影響により、近年新規入所者もないことなどから、令和5年度（2023年度）をもって休止することとしている。

#### ウ 検討の目的

今回の母子生活支援施設の在り方を検討するに先立ち、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会で、「今後の施設整備においては単に既存の機能を置き換えるのではなく、子ども家庭福祉を取り巻く環境の変化を踏まえて札幌市としての目指すべき姿を検討すべき」とのご意見を頂いている。

母子家庭支援において、母子生活支援施設の母と子を一体として支援できるという特性を生かし、様々な困難を抱える母子家庭に対して必要な支援を行っていくためには、施設を取り巻く課題を整理し、今後の札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性を定め、これを踏まえた取組を推進していく必要がある。

また、必要な支援を継続的に提供するためには、その前提として各施設の運営が安定していることも重要である。多様化するニーズへの対応と運営の安定化及び施設の老朽化対応を並行して進め、札幌市における適切な規模のもとでの持続可能な支援体制の構築を目的として、今後の在り方の検討を行うものである。

## 2 母子生活支援施設の現状

### (1) 施設概要

市内5施設の設備概要等は以下のとおりである。なお最近の状況として、令和2年度(2021年度)に1施設廃止をしており、また、令和4年度(2022年度)からは1施設の改築に着手している。なお、札幌市しらぎく荘については令和5年度(2023年度)をもって休止することとしている。

施設名	札幌市しらぎく荘	札幌あいりん荘	すずらん	伏見寮	もいわ荘
設置類型	公設公営 (業務委託)	民設民営	民設民営	民設民営	民設民営
設置主体	札幌市 【業務委託先】 (公社)札幌市 母子寡婦福祉連 合会	社福)札幌愛隣 館	社福)北海道社 会事業協会	社福)札幌福祉 事業会	社福)札幌もい わ会
築年月	昭和49年4月	平成30年5月	昭和57年1月	昭和63年9月	昭和54年9月
定員※1	20世帯 (暫定9)	20世帯	20世帯 (暫定19)	20世帯 (暫定16)	20世帯
入所世帯 数※2	5世帯	20世帯	16世帯	13世帯	13世帯
建物の構 造	鉄筋コンクリー ト造4階建(う ち3・4階部分)	鉄筋コンクリー ト造3階建	鉄筋コンクリー ト造3階建	鉄骨造2階建	鉄筋コンクリー ト造3階建
間取り	6×4.5畳	6×5畳	6×6×4.5畳	7×4.5×4.5畳	6×4.5×3畳
	流し付	流し、ガスコン ロ付	流し付、ベラン ダ有	流し付、ベラン ダ有	流し付、ベラン ダ有
	風呂・トイレ共 同	風呂・トイレ付	風呂・トイレ付	風呂・トイレ付	風呂・トイレ付
家電等の 設備	共用洗濯機有	ガスコンロ付、 共用洗濯機有	各入居者が用意	各入居者が用意	共用洗濯機有
心理相談	-	-	○	-	-
工事等					令和4年度から 改築に着手

※1 暫定定員は令和5年度(2023年度)のもの。

※2 入所世帯数は令和5年(2023年)6月末時点。

### (2) 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設への入所については、各区区役所保健センター(保健福祉部健康・子ども課)が相談窓口となっている。同課には母子・婦人相談員が配置されており、相談者の状況を聞き取り、施設での支援が必要と考えられる相談者に対して施設への入所を含めた助言等を行っている。相談者から入所の意向が示された際には、生活状況等の聞き取りを行う。また、相談者本人に施設見学をしてもらうなど、入所後に認識のずれが生じないように努めている。

### (3) 施設の機能

#### ア 職員配置

母子生活支援施設には「札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）」に規定される職員が配置されている。それぞれの主な業務内容は次のとおりである。

職種	配置員数	仕事内容
施設長 【必置】	1人	各業務に関して統括的に責任を負い、施設運営や業務の効率化と改善に向けた取組を行う。
母子支援員 【必置】	3人	生活課題や心理的課題に対して、生活を共にする視点から、母親と子どもの生活の場に身を置き、その立場に立った支援を行う。
嘱託医 【必置】	1人	入居者の健康診断等を行う。
少年指導員 【必置】 兼事務員	2人	【少年指導員】子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。 【事務員】書類作成や備品管理を行う。
心理療法担当 職員	2人まで	心的外傷等により心理療法を必要とする母子に、カウンセリング等の心理療法を行う。安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図る。（現在すすらんにのみ配置）
個別対応職員	1人	虐待を受けた児童や保護者への援助等を行う。
保育士	1人	保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行う。

※配置基準は「令和5年度（暫定）札幌市母子生活支援施設措置費等支弁基準」によるもので、定員20世帯の場合の配置員数

※職種で【必置】とされているもの以外は、入所者に該当する支援が必要な場合に配置

#### イ 施設における主な業務

母子生活支援施設では課題を抱えた母親と子の自立に向けた様々な支援を行っている。

##### 【主な支援内容】

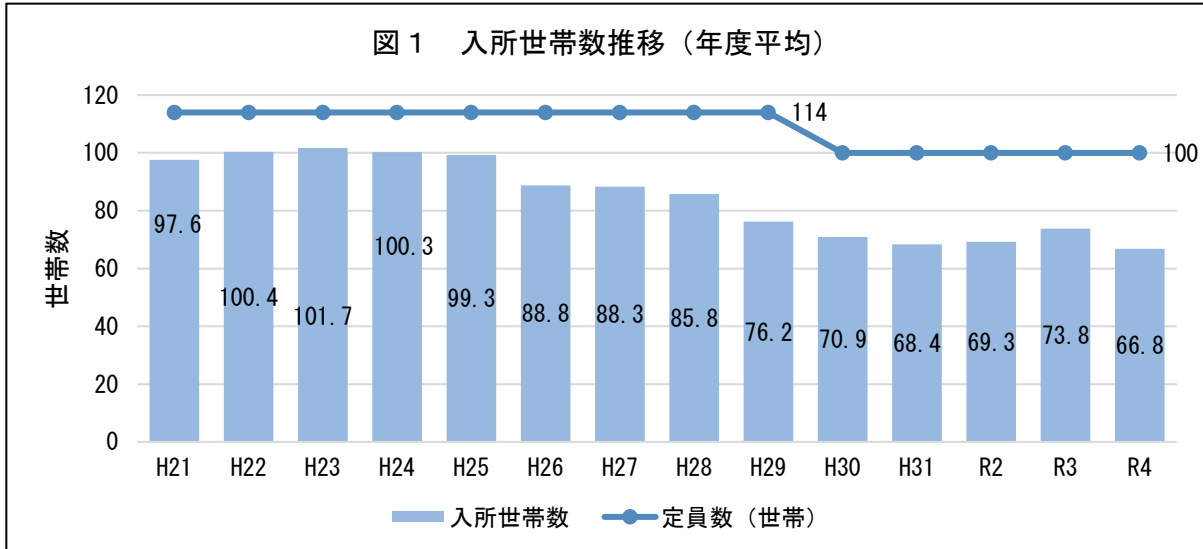
- 養育・生活相談、就労相談
- 生活支援
- 自立支援計画の作成（年2回の作成。その他随時面談）
- 施設内学童保育、病児保育
- 学習支援
- 心理療法担当職員による面談（1施設）

こうした日常的な支援の他に、夏祭りやクリスマス会など各種行事の開催や、施設合同でのスキー遠足などの行事も開催している。

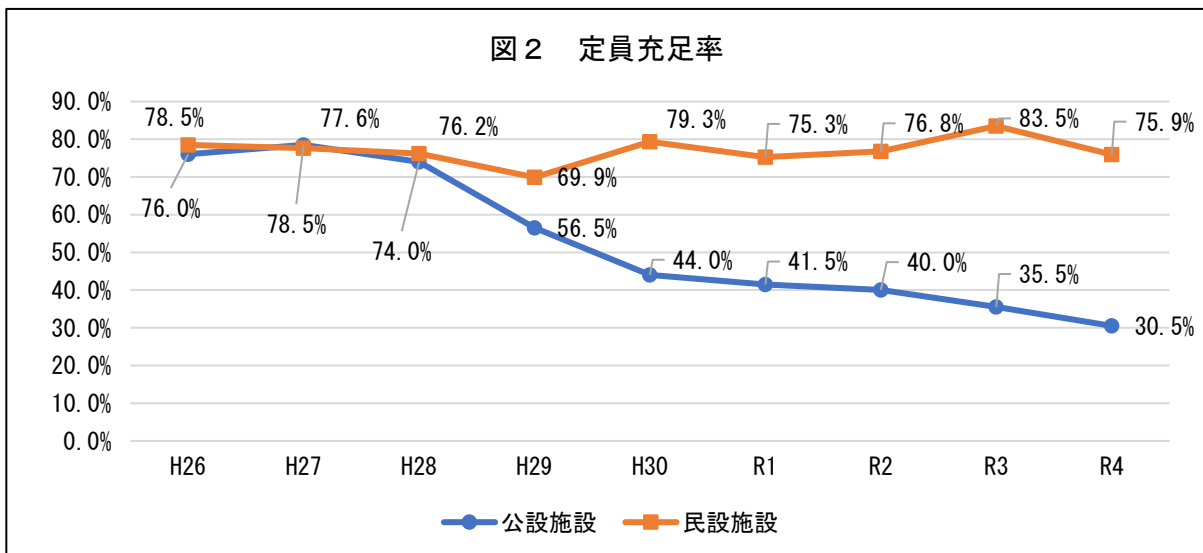
#### (4) 入所世帯の推移等

##### ア 入所世帯の推移

近年の入所世帯数は減少傾向となっている。これは、少子化等に伴う母子家庭数の減少のほか、生活様式の多様化により共同生活を伴う施設での生活が選ばれないケースがあること、母子家庭に対する他の支援施策が近年拡充していることなどが要因として考えられる。



※平成30年（2018年）は、1施設の改築により定員数が14→20世帯に増加したが、20世帯定員の1施設が休止したことにより総定員数は114→100に減少



※定員充足率は定員数（世帯）に対する利用者数（世帯）の割合で、図2は各年度における平均値

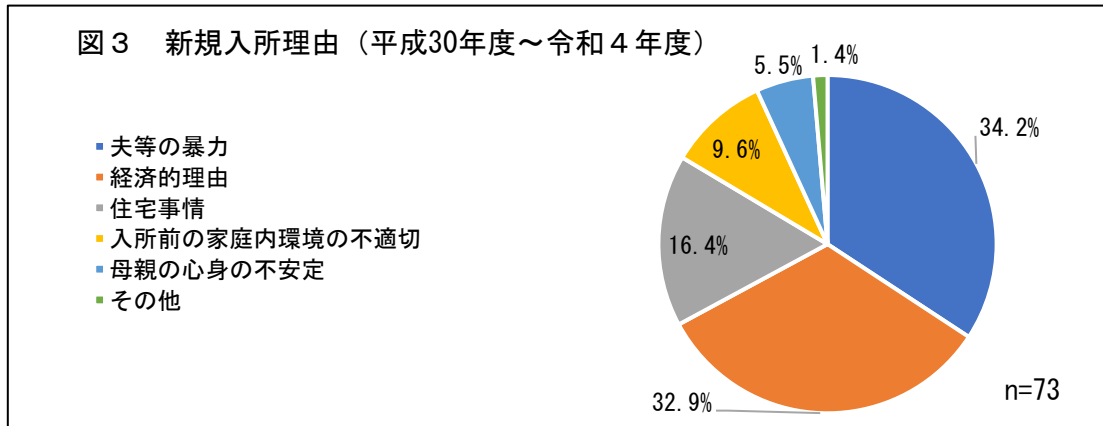
※公設施設は札幌市しらぎく荘の定員充足率

※民設施設はもいわ荘、すずらん、伏見寮、札幌あいりん荘及び平成30年（2018年）に休止した厚生会母子ホームの5施設における定員充足率の平均

※あいりん荘は平成30年（2018年）の改築により定員数が14世帯から20世帯に増加

イ 新規入所者の入所理由（主なもの1つ）

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）における入所73世帯の入所理由を見ると、「夫等の暴力」が34.2%で最も高く、次いで「経済的理由」32.9%となっている。



ウ 退所理由（主なもの1つ）

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）における退所者84世帯の退所理由を見ると、「経済的自立」が23.8%で最も高く、次いで「再婚・復縁・パートナーとの同居」16.7%、「施設環境に合わなかった」13.1%となっている。

【図4 退所理由】

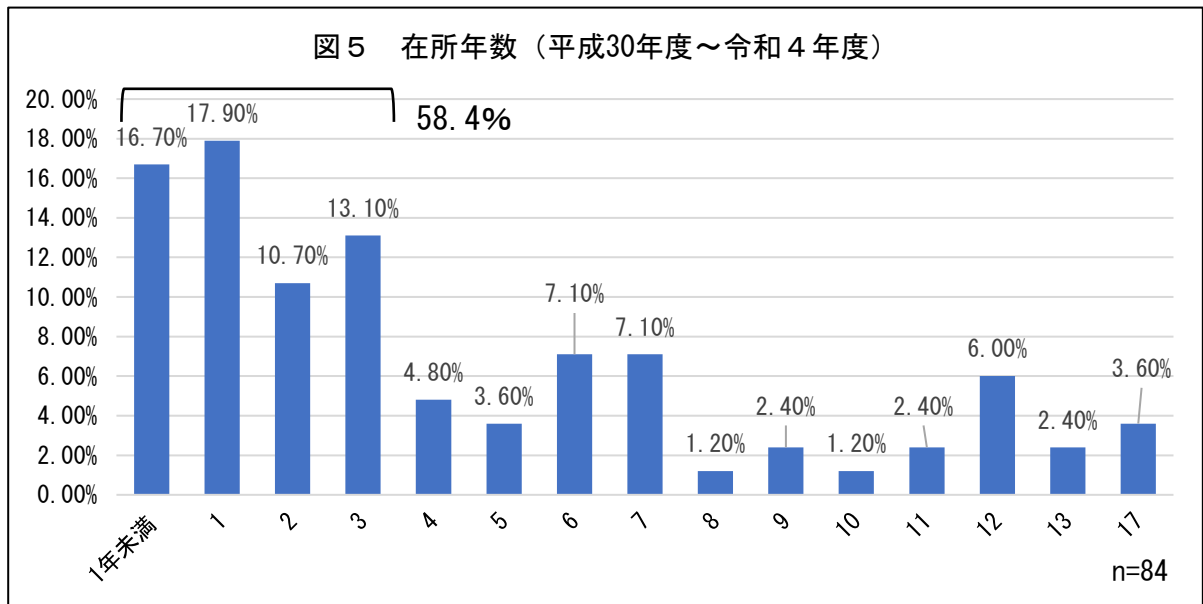
		総計	割合
退 所 理 由	経済的自立	20	23.8%
	再婚・復縁・パートナーと同居	14	16.7%
	施設環境に合わなかった	11	13.1%
	実家に居住	10	11.9%
	公営住宅へ入居	10	11.9%
	子が18歳	5	6.0%
	子の進学・進級	5	6.0%
	精神面の安定	3	3.6%
	母子分離	3	3.6%
	その他	3	3.6%
総計		84	100.0%

※退所理由が複数ある場合は、主なもの1つを集計



エ 在所年数

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）の退所者84世帯の在所年数をみると、4年未満で退所した者が全体の58.4%となっている。



オ 入所に至らなかった理由（複数回答）

区の相談窓口で、母子生活支援施設に関する相談があったもののうち、結果として「入所を希望しなかったケース」58件における希望しない理由について、「子どもの転校に抵抗感がある」の件数がもっとも多い。

【図6 入所に至らなかった理由】

理由		件数
子どもの転校に抵抗感がある		20
集団生活に抵抗感がある		13
施設のルールに抵抗感がある		7
ペットが飼えない		2
不明		1
施設が古い		0
その他	希望する場所に施設がない	10
	住む場所は決まっている	7
	その他	9
合計		69

※令和5年（2023年）3月～8月に各区相談窓口での「母子生活支援施設」に関連する相談のうち、「入所希望なし」となったケースにおける希望しない理由を集計（複数回答あり）。

※「希望する場所に施設がない」の内容として、「職場や実家の近くを希望」がある。

※なお、期間中の施設に関する相談件数は104件で、うち「入所希望あり」が17件、「検討中」が28件、「入所希望なし」が58件、「不明」が1件となっている。

### 3 ひとり親家庭支援の状況

#### (1) 母子生活支援施設以外の支援（一例）

ひとり親家庭支援については近年拡充が進んでおり、養育費に関する取決めをする際に係る経費の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を令和3年度（2021年度）から開始しているほか、就職に有利な資格取得を支援する「高等職業訓練促進給付金」の利用条件の緩和などが行われている。

名称	事業等の概要
ひとり親家庭等日常生活支援事業	急な残業や疾病により一時的に生活援助が必要な場合、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を派遣して家事等の支援を行う。
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	市営住宅の募集時に、ひとり親、多子、大家族等の世帯の当選確率を一般世帯よりも高めて優遇する。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	高齢者、低所得者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進める。
児童扶養手当	18歳になって最初の年度末が到達していない児童等を養育しているひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に手当を支給する（所得制限・公的年金との併給制限有り）。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就業のための能力開発を目的として、一定の教育訓練講座を受ける場合に、受講費用の一部を支給する。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得をするために養成機関を利用する場合に、その間の生活費を支給する。
ひとり親家庭等養育費確保支援事業	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保に向けた手続（裁判外紛争解決手続（ADR）による養育費の取決めに向けた協議、公正証書作成等）に関する費用の補助を行う。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭または両親のいない家庭の20歳未満の児童と、その児童を扶養している母または父を対象に医療費の助成を行う。

## (2) 札幌市におけるひとり親家庭の状況

令和4年度(2022年度)に実施した「札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」では、ひとり親家庭における生活状況、雇用状況等について調査を行った。調査結果からは、5年前の調査と比較して正規雇用されている割合が上昇しているなど雇用状況の好転が見られたものの、将来に不安を抱えている家庭の割合が高いなど、ひとり親家庭の厳しい生活が明らかになっている。

### 【令和4年度札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査（一部抜粋）】

#### 調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3320世帯(うち母子家庭は2,500世帯)を対象に実施。母子家庭からは1,001人から回答あり。

#### ①今後の生活に不安を感じる人の割合（母子家庭）

「今後の生活（家計や子育て等）に不安を感じているか」の質問に対して、「不安を感じている」・「どちらかといえば感じている」と答えた割合は89.2%と高い状況である。

「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
89.2%	5.0%	5.3%

#### ②過去一か月のころの状態（母子家庭）

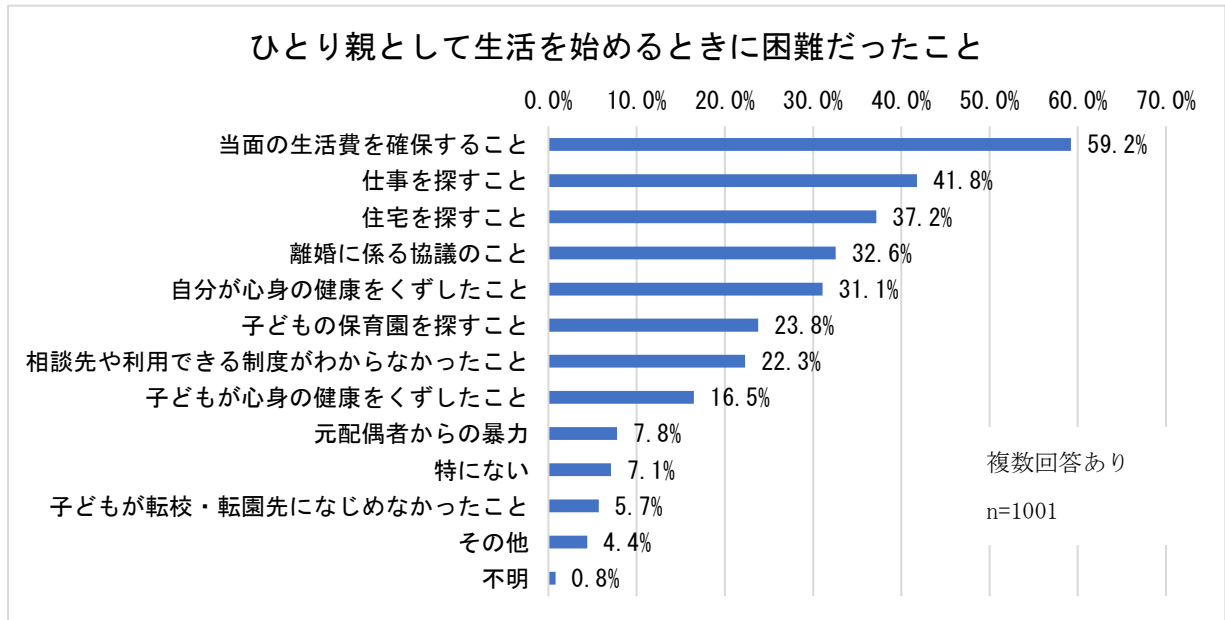
過去1か月間の心の状態を点数階級別（6つの質問について、5段階（0～4点）で点数化して合計したもの※）の結果について、2019年国民生活基礎調査の全体の結果と比較すると、母子家庭では精神的な問題が重い可能性があると考えられる点数が高い傾向にある。

	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	不明
母子家庭	34.8%	28.9%	20.5%	15.6%	0.3%
【参考】 国民生活基礎調査	68.3%	17.3%	7.1%	2.5%	4.8%

※ 「神経過敏に感じましたか」、「絶望的だと感じましたか」、「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」、「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」、「何をするのも骨折りだと感じましたか」、「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問に対して、「いつも」～「まったくない」で頻度を点数化

### ③ひとり親としての生活を始めるときに困難だったこと（母子家庭）

「ひとり親家庭での生活を始める前後で対応が難しかったこと、困ったこと」という質問に対して、「当面の生活費を確保すること」（59.2%）、「仕事を探すこと」（41.8%）に次いで、「住宅を探すこと」（37.2%）と答えた割合が高くなっている。



### ④母子生活支援施設の認知度（母子家庭）

母子生活支援施設の認知度について、半数以上の人々が「知らない」と回答している。

利用あり	利用はないが知っている	知らない
1.6%	37.2%	55.6%

※上記には「無回答」を含んでいないため、合計が100%にならない。

### (3) 関係機関からのヒアリング

母子生活支援施設の今後の方向性を検討するにあたり、①区役所やひとり親家庭支援センター相談員、女性支援団体等の支援機関、②市内母子生活支援施設及び③妊娠相談実施団体から以下のとおりヒアリングを行った。

#### 【①支援機関】

##### 相談の結果入所に至らない場合、どんな理由があるか

- 子の転園・転校が伴うために断念。
- 本人が集団生活を望まない。
- 相談者の子が中学生、高校生で入所を拒む。
- 門限など、集団生活をするうえでのルールへの拒否感。
- コロナでますます集団生活は避けられる。生活するうえで安心できない。
- 施設・設備の古さ。

##### 施設に求めること（相談員の視点から）

- プライベートの確保。
- 施設のセキュリティがしっかりしていること。
- 衛生環境（風呂やトイレ）が整っていること。
- 家電が最初からそろっているなど、入居時の経済的な負担が少ないこと。
- 住んでいる地域にあること。
- 就職を考えている人には交通の便の良さは重要。
- 子どもの転校・転園が伴わないところ。
- 病児保育も含め子供の保育等が充実していること。
- 手厚い相談体制など、母に対するケアが充実していること。
- 妊娠中の受け入れ。特定妊婦は支援制度の狭間的な存在であるため施設での支援は必要ではないか。
- 若年女子の中にも特定妊婦はいる。実家ではなく特定の男性宅に身を寄せていて、追い出されるケースもあり、こういった人に対しては母子生活支援施設で支援できるとよい。産む前から支援することが重要ではないか。
- 門限がないこと（夜の仕事をしている人もいる）。
- DV 被害者対応として、すぐに入ることができる施設。
- DV 支援について、メンタルへのケアは100%必要。
- 事前に施設で対応可能な支援を明らかにしておく必要あり。
- ワンストップ支援（就労、貧困、自立、精神科受診、産婦人科受診同行支援）。
- 入所規則の緩和（外出制限など）。規則が嫌で入所を拒む方が多い。相談者が抱える問題の深刻度によって利用できる場所が変わる仕組みがあってもよい。
- 入所者と長く関わることで信頼関係を築き、また、施設には関係機関と連携して必要とする支援につなげるための基盤となってほしい。

## 【②母子生活支援施設】

### 施設における課題

---

- 様々な困難を抱えた入所者への支援をどのように行っていくか。経済的問題、子育ての問題、心身の問題などの複数の困難を抱えた母子への支援が求められる。これまでの経験が通用しないケースもある。
- 入所者が求める支援内容と施設側が提供可能な支援との間にギャップが存在している。入所してからこんなはずではなかったと言われる場合がある。
- 施設職員の定着とスキルアップ。
- OJTや各種研修への参加は行っているが、人材育成に関する方針については未整備。

### 施設として今後取り組みたいこと

---

- 特定妊婦支援、24時間対応、心理療法担当職員の配置等、新たな機能強化の検討。
- DV被害者支援に関するこれまでの取り組みの充実。
- 機能強化とあわせたハード面での整備。

## 【③妊娠相談実施団体】

### 入所型支援について

---

- 札幌市内には入所型の支援を行っている場所がほとんどないため、そうした施設の整備が必要ではないか。
- 一時的な居場所だけでもあった方がよい。一時的な居場所があれば第三者の係わりの中で本人も気持ちを落ち着けることができる。
- 相談者は経済的な問題を抱えている人が多いので、本人負担がない施設があったらよい。
- 特定妊婦の中には、出産を機に職を失った人もいる。生活の支援だけでなく、就労支援もあわせて行えるとよい。
- メンタル不調を訴える方は多いと思う。以前と比べて精神科受診のハードルが下がったことも要因だと思うが、精神面でのフォローが必要な人は多い。

#### (4) 政令市における支援機能の状況

令和4年（2022年）9月に政令市19都市に母子生活支援施設で導入している「機能」について照会を行った。令和元年度調査と比べ定員世帯数は減少しているものの、24時間体制としている施設が増加しているほか、新たに産前・産後母子支援事業※による妊婦の受入を行っている施設が2施設あるなど、支援機能の強化が図られている。

【図7 政令市における設置状況】

項目	令和元年	令和4年	備考
施設数	54 施設	55 施設	1都市で小規模施設（定員5～10世帯）を設置したため1増となっているが、全体の定員数は減少
定員世帯数	1,373 世帯	1,340 世帯	
24時間体制	24 施設	30 施設	1施設導入をやめている一方で（1施設）、7施設で新たに導入されるなどし、全体としては増加
ショートステイ	12 施設	13 施設	
トワイライトステイ	5 施設	9 施設	
心理療法担当職員を配置	-	39 施設	R4年のみ調査。うち24施設では常勤の職員が配置。札幌では1施設で非常勤職員を配置
産前・産後母子支援事業による妊婦の受入	0 施設	2 施設	
各都市独自の妊婦受入事業	-	5 都市	R4年のみ調査。このほか、一時保護事業で妊婦も受け入れ可としている都市あり。

※産前・産後母子支援事業

国の「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に規定される事業で、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などの「特定妊婦」への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供することを目的とした事業。

## 4 母子生活支援施設の目指すべき方向性

札幌市における支援が必要な母子家庭等の状況や各母子生活支援施設の状況及び令和5年度に発足したこども家庭庁におけるひとり親家庭支援の方向性を踏まえ、今後の課題及び目指すべき方向性を以下の通り整理する。

### (1) 主な課題

#### ①多様化するニーズへの対応

- 経済的な困窮や、心身の不調、DV被害など、各家庭が抱える様々な困難さへの支援が必要である一方で、プライベートの重視、集団生活への拒否感など、施設入所を望まない母子家庭もあり、施設の入所者は全体としては減少傾向にある。
- ひとり親家庭支援施策については、自立支援給付金事業をはじめ近年拡充傾向であり、利用できる支援の選択の幅は広がっている。
- こども家庭庁による「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」(令和5年9月29日こども家庭審議会)では、ひとり親家庭支援として「ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む」と整理されており、各家庭の個別事情に応じた支援を行うことができる母子生活支援施設は引き続き重要。
- インターネット等で「母子生活支援施設」に関する情報が入手できる状況ではあるが、実際に市内各施設が提供できる支援内容と、利用者が当初期待していた支援の内容とが合わない場合があり、結果として環境が合わず退所となっている場合がある。施設の支援内容を利用者が事前に理解できるような手法を検討する必要がある。
- 令和4年(2022年)に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」※に関する対応など、他法令等の検討状況も踏まえつつ、母子生活支援施設と区役所やひとり親家庭支援センター等他の支援機関との連携の更なる強化が必要である。

※「女性の福祉」、「人権の尊重や養護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、これまでの売春防止法から脱却し、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務について定めた法律。令和6年(2024年)4月1日施行。

#### ②施設の機能強化

- 平成30年(2018年)、令和5年(2023年)とこれまで施設の改築を進めてきたが、引き続き老朽化が進む施設に対する対応を検討していく必要がある。
- また、老朽化対応を検討するにあたっては、これまで札幌市では実施していない初妊婦支援や、職員による24時間対応などの機能強化の方向性についてもあわせて検討を行う。なおその際には施設設備と運営体制の両面での検討が必要である。
- 既存の機能についての強化(DV支援の強化など)についても検討する。
- さらに、こうした機能強化を図るにあたっては、それを支える職員の存在が不可欠である。多岐にわたる支援を担う人材の確保・育成が必要である。



### ③持続可能な施設運営

- 民間4施設の運営の安定化を図るためには施設の機能強化を踏まえ、今後の札幌市における利用状況に応じた適正規模について検討が必要である。
- 機能強化や施設の改築等を行う際には、国の補助事業等を活用して取り組んでいく必要がある。
- 各施設には、設備や地理的条件に違いがあることを踏まえ、各施設の状況に応じた支援体制の構築を図っていく。

## (2) 今後の方向性

### ①事業の認知度向上

母子一体で支援を受けることができる施設の特長等を様々な困難を抱える母子家庭に効果的に周知するとともに、関係機関に対しても施設の特長を理解してもらう取組を行い、各機関の更なる連携強化を図っていく。

### ②機能強化を見据えた施設・設備更新

築年数が古くなっている施設の改築等の施設・設備更新や、妊婦支援や職員による24時間対応などの新たな機能について、各施設がそれぞれの状況を踏まえながら機能強化について検討を行っていく。

### ③支援を支える人材の確保・育成

支援を担う施設職員の確保・育成を行う。キャリアパスの仕組みの検討など、職員の専門性を高める取組を検討する。

### ④持続可能な運営の確保

札幌市しらぎく荘休止後の札幌市全体における規模（定員数）については、機能強化に伴う利用希望の変化を注視しながら、札幌市における適正な規模を確保し、また、各施設における運営の安定化を目指していく。

## 5 支援体制の構築に向けた取組

札幌市では、まちづくりの基本的な指針として、令和4年度に「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定している。その中で、まちづくりの基本目標の一つとして「安心して子どもを産み育てることができる、子育てに優しいまち」を掲げており、社会全体が、妊娠期を含めて子どもと子育てを支えていくこととしている。

母子生活支援施設が母子家庭の自立を支援する拠点の一つとして、「子育てに優しいまち」の実現に寄与していくためには、施設の安定的かつ持続的な支援体制の構築が不可欠である。このために、施設のソフト面・ハード面それぞれにおいて支援の充実に向けて取り組んでいく。

検討を進めるにあたっては、各母子生活支援施設の運営体制や外部環境を踏まえながら進めるものとし、各施設の特長を生かした整備について検討していく。

### ①ソフト事業に関する取組

---

- 区役所等に来庁した相談者に対して各母子生活支援施設概要をわかりやすく紹介するとともに、関係機関の職員に対しても施設の役割や機能等についての理解を深めることで、一層の連携の強化を図る。
- 母子生活支援施設職員への研修等の実施について、これまで実施している研修を継続するとともに、職員の経験に応じたそれぞれの専門性を向上させるための取組について検討する。
- 「自立支援担当職員」※や「心理療法担当職員」、「夜間の宿直職員」など国で配置が認められている職員を配置し入所家庭に対する支援強化について検討を行う。

※施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員で、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者等の資格要件がある。

- 母子生活支援施設が持つ設備や機能を活用し、出産前後において困難を抱える妊婦への支援の実施に向けた検討を行う。実施に当たっては、妊娠相談実施団体等との連携をこれまで以上に密に行い、各機関の特長が十分に発揮できる支援体制について検討していく。

### ②ハード事業に関する取組

---

- 「第2次まちづくり戦略ビジョン」の中期実施計画である「アクションプラン 2023」（計画期間令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））において、老朽化が進む施設の改築について検討を行うこととし、また、上記各種ソフト事業における機能強化を実施するうえで必要な設備等の改修を推進していく。
- 令和5年度をもって休止することとしている札幌市しらぎく荘について、施設設備の状況等を鑑みると現在の施設で今後も支援を継続することは困難であることから、休止後については廃止に向けた検討を進めることとする。

### ③取組の実施時期

---

「アクションプラン 2023」の計画期間（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027））

## 6 資料 母子生活支援施設の在り方検討に係るヒアリングの実施【結果報告】

### (1) ヒアリングの目的

現在の母子家庭からの相談内容や対応状況、また、母子生活支援施設に関連する相談内容等について実際に寄せられている内容を把握し、母子家庭支援におけるニーズ等を明らかにする。

### (2) 対象と実施方法

#### ア 対象

①市内の母子生活支援施設、②各区の母子・婦人相談員（母子生活支援施設所在区）、③ひとり親家庭支援センター、④区の保健師、⑤女性等支援団体（DV被害者支援団体、妊娠相談実施団体）

#### イ 実施方法

対面による直接聞き取り

#### ウ 実施時期

令和4年6月から実施。

### (3) ヒアリング項目

ヒアリング内容は対象ごとに多少異なるが、主に以下の点について確認を行った。

- 相談の内容について（どんな問題を抱えているか）
- 数年の変化
- 支援が難しいと感じる場面
- 支援を行う際の連携先
- 母子生活支援施設への入所時に求めること
- 入所に至らなかったケース
- 必要とされる機能

### (4) ヒアリング内容（まとめ）

質問	回答概要
相談の内容について（どんな問題を抱えているか）	<p><b>【DV相談】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○住基の支援措置の依頼</li><li>○シェルターの利用について。退所後の対応が課題。</li><li>○離婚後の住居が定まらない。</li><li>○DVにより、今住んでいる場所から離れるべきなのに、経済的理由から離れることができないケースがある。</li></ul> <p><b>【未婚妊婦】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○母子手帳交付の際に、母子保健担当から引き継がれてくるケースが多い。</li><li>○すすきののある中央区にリスクのある妊婦が多く、精神不安やDVなどの問題を抱えている人も多い。</li><li>○キャバクラ等の社宅を退居せざるを得なくなり、定まった居所がない妊婦がおり、手当などの支援につなげることが難しいケースがある。</li></ul>

	<p>○男女の問題に関する相談も多く、未婚の妊娠に関する相談も多い。</p> <p><b>【経済的問題】</b></p> <p>○（福祉資金貸付）貸付に関する相談があった場合には、今は社協の貸付を案内することが多い。生活資金が不足している人は慢性的に資金がない。</p> <p>○経済的不安から精神不安につながるケースが多い。</p> <p>○相談に来る人は非正規雇用の人が多い印象。子育てのために仕事をセーブしており、収入が減ってしまう。実家を頼ったり近隣で子どもを預けたりすることができていない。</p> <p>○妊娠相談で経済的な問題に関する相談が多い。夫が働けない、パートナーが認知をしてくれず、自分も仕事をやめなければならず生活が成り立たなくなったなどの相談がある。</p> <p>○特定妊婦の中には、出産を機に職を失った人もいる。生活の支援だけでなく、就労支援もあわせて行えるとよい。</p> <p><b>【精神的問題】</b></p> <p>○件数が増えている印象。</p> <p>○ひとり親になり本人が子育ての大変さでメンタルが弱ってしまっている。</p> <p>○妊娠相談においてメンタル不調を訴える方は多いと思う。精神面でのフォローが必要な人は多い。</p> <p><b>【離婚相談】</b></p> <p>○保健師からつながってくることも多い。相談者の年齢は幅広い。</p> <p>○相談者は離婚後に住む家がない場合が多い。専業主婦の相談者の年齢は40～50代が多い印象。</p> <p><b>【子育ての問題】</b></p> <p>○子どもの発達、子育て、親子関係の問題に関する相談が多い。小学生以上の引きこもりの相談もある。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>○若い人の相談は区により状況が異なる（区によってはあまり件数がない）。</p> <p>○複数の問題を抱えている家庭が多い。相談者の母親が持つバックグラウンドを聞くと、相談者の母親が問題を抱えているケースも多い。</p> <p>○コミュニケーションをとることが苦手な人が増えている印象。</p> <p>○地方からの相談もくる場合がある。小さな町だと相談していることが他人にもわかってしまう恐れがある。</p>
<p>ここ数年の変化 （一部ここ数年の変化のカテゴリに該当しない回答も含まれる）</p>	<p><b>【DV相談】</b></p> <p>○他都市からの避難に関する相談が多い。</p> <p>○コロナ禍で夫の目が気になって相談に来ることができないケースもある。夫がずっと家にいることでストレスになり、高齢者のDVも増えている。</p> <p>○コロナ禍によるDVや家庭内不和が多くなった印象。ステイホームの影響が見受けられる。</p> <p><b>【経済的問題】</b></p> <p>○最初から生活保護を希望する人が増えている印象。保護課への同行を求め</p>

	<p>られることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コロナの影響で収入減った人が多く、金銭的支援の相談が増えた。そういった人の多くは社協の貸付は受けていて、もっとないかと言われる。急に生活の質を変えるのは難しい。</li> <li>○コロナで先が見えないなか、仕事がなくなることなどに対する不安を抱えている人が増えた。経済的な不安を抱えている人が増えた印象。</li> <li>○経済的な相談で、家賃が大変という声。家賃支援に関する相談が多い。札幌連の貸付を紹介するが、貸付には結びつかない。</li> <li>○お金はもらえるものはしっかりもらいたいという考えが増えている。</li> <li>○コロナで収入が減り、経済的な困窮を訴える人が増えた。</li> <li>○経済的な困窮について、自営業、飲食店関係の人が多く。自営業者への貸付が多かった印象。</li> <li>○コロナの影響により養育費の支払いも滞っている。この場合に、裁判所に訴える手もあるがひとり親の場合は時間がなくそこまで手が回らない。</li> </ul> <p><b>【精神的問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ただ話を聞いてほしい人が多くなった。相談件数も増えているのでは。</li> <li>○コロナの影響で社会的に閉塞感が増しているためか、精神的に不安定な人が増えている印象。</li> </ul> <p><b>【離婚問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○お金がないので離婚できない、(配偶者の暴力から)避難できない人がいる。また、避難したいが子どもの転園・転校が絡むと断る人もいる。</li> <li>○離婚相談の中で、虐待が判明することもある。</li> <li>○相談者自身が虐待がある環境で育っている場合、他の環境を知らず、自分の子にもしてしまう場合がある。</li> </ul> <p><b>【子育ての問題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢女性からの相談も増えた。祖母が孫の面倒を見ていて、無理が生じてくるケースなど。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一方で、コロナや大きな災害の時には、自立する自信がないためか、逆に相談に来なくなる人もいる。</li> <li>○自分でネットで調べてから連絡をしてくる人が増えた。</li> <li>○コロナが直接の原因になってメンタル不調が増えているとは限らない。コロナによって問題が顕在化した側面もあるのではないか。</li> <li>○各人の抱える問題の深刻さが増している。そのため対応するスタッフの負担が増加している。</li> </ul>
<p>支援が難しいと感じる場面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○何を提供しても相談者が拒む場合。シェルター入所を促すも、携帯電話の利用制限や禁煙、外出制限があると入所を拒むケースが多い。身の安全と携帯電話とどちらが大切かと説得しても理解が得られない。今の人は携帯がないと何もできない。</li> <li>○相談者は支援を必要していないが、とにかく話を聞いてほしいというケース。話が数時間になることもある。</li> </ul>